

鹿児島県外部公益通報処理要領

(外部の労働者等からの公益通報)

総務部広報課

1 目的

この要領は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）の施行に伴い、県の機関において、外部の労働者等からの法に基づく公益通報を適切に処理するため、必要な事項を定めるものとする。

2 通報処理のあり方

(1) 通報受付窓口の設置

労働者等からの通報を受け付ける窓口（以下「通報窓口」という。）及び通報に関連する相談に応じる窓口を、総務部広報課に設置する。

ただし、通報及び通報に関連する相談が、通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有すると思われる県の機関（以下「関係課」という。）にあった場合は、当該関係課で受け付け、及び相談に対応するものとする。

(2) 秘密保持の徹底，利益相反関係の排除

通報処理に従事する者は、通報に関する秘密を漏らしてはならない。また、自らが関係する通報事案の処理に関与してはならない。

(3) 通報対象の範囲

広報課及び関係課においては、法第2条第3項に規定する通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている場合における通報を受け付ける。

(4) 通報者の範囲

広報課及び関係課では、法第2条第1項に規定する、通報対象事実に関係する事業者には雇用されている労働者又は通報の日前1年以内に当該労働者であった者、当該事業者を派遣先とする派遣労働者又は通報の日前1年以内に当該派遣労働者であった者、当該事業者の取引先の労働者又は通報の日前1年以内に当該労働者であった者、当該事業者の役員からの通報を受け付ける。

3 通報の処理

(1) 通報の受付と教示

- ① 通報者の秘密保持に配慮しつつ、通報者の氏名及び連絡先並びに通報の内容となる事実を把握するとともに、通報者の秘密は保持されることを通報者に対し説明する。
- ② 通報内容となる事実について県が権限を有しないときは、広報課または通報を受け付けた所属は、権限を有する行政機関を、通報者に対し、遅滞なく教示する。
- ③ 通報がなされた後、通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する県の機関（以下「所管課」という。）は、これを法に基づく公益通報として受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨、または情報提供として受け付ける旨を、通報者に対し、遅滞なく通知しなければならない。

(2) 調査の実施

- ① 通報を受理した後は、所管課が必要な調査を行う。

- ② 調査の実施に当たっては、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう十分に配慮しつつ、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で行う。
- ③ 適切な法執行の確保、利害関係人の営業秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、調査中は、調査の進捗状況について、通報者に対し、適宜通知するとともに、調査結果は可及的速やかに取りまとめ、その結果を、遅滞なく通知するよう努める。

(3) 受理後の教示

通報事案の受理後において、県以外の行政機関が処分又は勧告等をする権限を有することが明らかになったときは、通報を受理した所属は権限を有する行政機関を、通報者に対し、遅滞なく教示する。

この場合において、通報を受理した所属は、法執行上の問題がない範囲において、自ら作成した当該通報事案に係る資料を通報者に提供する。

(4) 調査に基づく措置の実施

調査の結果、通報対象事実があると認めるときは、所管課において、速やかに、法令に基づく措置その他適切な措置（以下「措置」という。）をとる。

(5) 通報者への措置の通知

① 所管課が措置をとったときは、その内容を、適切な法執行の確保、利害関係人の営業秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、通報者に対し、遅滞なく通知するよう努める。

② 通報の受理から処理の終了までの標準処理期間を3か月以内とする。標準処理期間を超えることが見込まれる場合には、必要と見込まれる期間を、通報者に対し、遅滞なく通知する。

(6) 報 告

所管課が通報を受理し、及び通報に係る処理を終了した時は、広報課に報告する。

4 その他

(1) 通報関連資料の管理

広報課及び所管課は、各通報事案の処理に係る記録及び関係資料について、通報者の秘密保持に配慮して、適切な方法で管理しなければならない。

(2) 協力義務

① 県及び職員は、この処理要領に定める通報について、他の行政機関その他公の機関から調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行う。

② 県は、通報対象事実に関し、処分又は勧告等をする権限を有する行政機関が複数ある場合においては、連携して調査を行い、又は措置をとるなど、相互に緊密に連絡し協力する。

(3) その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。
この要領は、平成29年4月1日から施行する。
この要領は、令和3年4月1日から施行する。
この要領は、令和7年4月1日から施行する。